

## Client Alert

2020年 8月

For further information, please contact:

Yee Chung Seck  
Partner  
+84 28 3520 2633  
[YeeChung.Seck@bakermckenzie.com](mailto:YeeChung.Seck@bakermckenzie.com)

Lan Phuong Nguyen  
Partner  
+84 28 3520 2643  
[LanPhuong.Nguyen@bakermckenzie.com](mailto:LanPhuong.Nguyen@bakermckenzie.com)

Thanh Son Dang  
Partner  
+84 24 3936 9607  
[ThanhSon.Dang@bakermckenzie.com](mailto:ThanhSon.Dang@bakermckenzie.com)

日本語でのお問い合わせ：  
Yoko Inoue (井上洋子)  
+65 6434 2605  
[yoko.inoue@bakermckenzie.com](mailto:yoko.inoue@bakermckenzie.com)

## ベトナム: 新企業法

2020年6月17日、ベトナム国会は、2021年1月1日に施行予定、企業に関する新たな法律<sup>1</sup>(「新企業法」)を可決した。これは、現行の企業法第68/2014/QH13号に代わるものである。新企業法は、ベトナム企業に適用されるコーポレートガバナンス、事業活動及び運営手続を監視する規定に対する重要な変更を導入している。

### 1. デジタルシールに関する新たな規定

新企業法の下では、印鑑事業者が作る印鑑と電子取引法に基づくデジタル署名の形式で作られるデジタル印による、2種類の会社印が存在する。企業は、自由に会社印のタイプ、品質、形式、内容を選択できる。会社印の管理や使用については、会社定款、或いは社内規則に規定される。

### 2. 現物出資の期限に関する更なる指針

新企業法は、企業設立日から90日以内に資本金を拠出する必要があるという要件を有する。但し、現物出資の場合、90日間の期日には、輸送、輸入(つまり、通関)及び資産の所有権譲渡に関するその他の手続きの時間は含まれない。

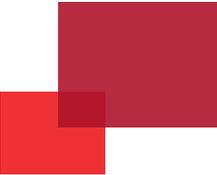
### 3. オンライン企業登録に関する新規定

新企業法の下では、企業登録に関する申請は下記3つの方法のいずれかで提出できる。

- 州の事業登録当局にて実際に登録;
- 郵便サービスによる登録; 或いは
- 国家企業登録ポータル(NPBR)からのオンライン申請

新企業法は、NPBRを通じて提出されたオンライン申請は、地方の企業登録当局に物理的に提出された申請と同じ有効性を有すると規定している。但し、当局がオンラインと物理的提出の両方の提出を要請するかは明確でない。

<sup>1</sup> このニュースレターは、私どもの知る限りにおいて、2020年6月17日、国会の会議で批准された新企業法の最終ドラフト内容に基づき作成しております。



#### 4. 株式会社(「JSC」)の議決権比率及び定足数に関する要件

新企業法は、株主総会(「GMS」)開催に必要な定足数、及び JSC で可決すべき GMS の決議に必要な議決権比率を下記の通り変更した。

	現行企業法	新企業法
GMS 開催に必要な定足数	全議決権株式の 51%以上	全議決権株式の 50%を超える株式
可決すべき GMS の決議に必要な議決権比率	出席株主の全議決権株式の 51%以上(過半数); または 65%以上(圧倒的過半数)	出席株主の全議決権株式の 50%を超える株式(過半数); または 65%以上(圧倒的過半数)

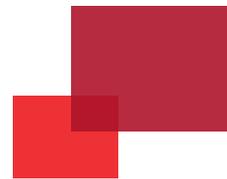
#### 5. JSC のコーポレートガバナンスに関する規定の変更

新企業法は、JSC のコーポレートガバナンスに関する規定を下記の通り変更及び補足する:

- 総株式数の 10%以上(定款によっては、より少ないパーセントの場合もある)を保有する株主または株主グループは(共に)、取締役会そして/または監査役会のメンバー候補者を指名する権利を有する。これは、株主がこの権利を付与される前に少なくとも 6 か月間株式を保有する必要がないことを意味する(現行の企業法では 6 か月間の株式保有が要件となっている)。
- 総株式数の 5%以上(定款によっては、より少ないパーセントの場合もある)を保有する株主または株主グループは(共に)、以下を含む追加の権利を有する:(i) 会社のコーポレート書類へのアクセス。(ii)特定の状況における GMS 召集権。(iii)監査役会に対する特定事項の監査請求権。現在これらの権利は、少なくとも 6 か月間、総普通株式の 10%以上を保有する株主または株主グループ(共に)のみが有する。
- 株主は、会社から取得した情報や文書の機密を保持する必要がある、他の企業体に拡散してはならない。
- 監査役会の会長は、経済、財務、経営管理、会計、監査、法律、またはその他の関連する専門職の大学学位を有する事のみが要件となる(現在の企業法では、専門職の監査人または会計士であることが要件であった)。

#### 6. 非公開 JSC による私募債の発行

新企業法では、非公開 JSC による私募債の発行は、100 人未満の投資家(プロの証券投資家を除く)に、マスメディアを通じて発行されな



った社債を意味する。私募債の発行は、以下に示す債券保有者の条件を満たす必要がある。

- 戦略的投資家は、民間転換社債およびワラントリンク債の購入が認められる。
- プロの証券投資家は、民間転換社債、ワラントリンク債、及びその他の種類の市債購入が認められる。

新企業法では、非公開 JSC による私募債の発行には下記の条件を満たす必要がある:

- 私募債発行が特定の金融機関を債権者とする場合を除いて、会社は以前に発行された債券の元本と利息を完済したか、私募債発行前 3 年連続で全ての債務を(もしあれば)完済
- 社債発行の前年の財務諸表が有資格の監査人により監査
- 事業経営の財務上の安定及びその他の健全性比率を確保
- 法律上のその他の要件

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

Baker & McKenzie (Vietnam) Ltd.  
12th Floor, Saigon Tower  
29 Le Duan, Blvd District 1  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel: +84 28 3820 5585  
Fax: +84 28 3829 5618

Baker & McKenzie (Vietnam) Ltd.  
– Hanoi Branch  
Unit 1001, 10th floor  
Indochina Plaza Hanoi  
241 Xuan Thuy Street  
Cau Giay District  
Hanoi 10000, Vietnam  
Tel: +84 24 3825 1428  
Fax: +84 24 3825 1428

## 7. 国有企業の再定義

現行の企業法では、国有企業(「SOE」)は資本金の 100%が国に所有されている企業と定義されている。しかし、新企業法では、SOE は 50%を超える資本金または議決権付き株式を国が保有する企業として定義される。

コーポレートガバナンスの観点からは、国が完全所有する国有企業は、(新企業法の第 IV 章に規定される)個別の規定を順守するが、これは一般に、国家資本なしの一名有限会社に比べて厳しい。一方、国家資本比率が 50%を超え 100%未満の SOE は、新企業法に規定されている複数名の有限会社または JSC に適用される規定を順守する。